

議案第 8 号

鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 19 日 提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

鳥取県被災者住宅再建等支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(基金の積立て)

第5条 略

2 基金として積み立てる額の合計額は、23億円を用途とする。

3 略

(基金の積立て)

第5条 略

2 基金として積み立てる額の合計額は、20億円を用途とする。

3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。